

福祉・人権概念の転回と歴史認識の転換

Conversion in the Concept of Welfare and Human Rights, and Transformation in Recognition of History

主任研究員名: 齊藤日出治

分担研究員名: 窪 誠、水嶋一憲、木村 敦、新矢麻紀子

二〇世紀の福祉と人権の概念は国家主権と密接に結びつけられてきた。それは先進諸国における福祉国家と国民主権の確立に支えられていたとあってよい。今日、この体制はグローバル化による国家主権の動揺とともに大きく転換しつつある。福祉国家の危機は福祉サービスの市場化を推進し、非営利団体やコミュニティ・ビジネスなどの地域福祉を増進させ、福祉国家の福祉社会への転換を進めている。人権あるいは市民権の概念は国民という均質な主体をはみでるエスニック・マイノリティ、多文化主義、ジェンダーなどの多様な権利概念を生み出しつつある。

そしてこの福祉と人権概念の転換が、戦後日本の、アジア地域の、さらには世界の、歴史認識を再考する契機となりつつある。国家主権を軸にした歴史認識の中で抹殺され抑圧された歴史を発掘し、歴史認識を刷新することが求められている。本共同研究は、異分野の専門研究者が上記の視点からそれぞれの専門分野における人権・福祉の課題を掘り下げ、その作業を通して国民国家に制約された歴史認識の転換を図る。このような研究の方向性を、2009年度は共同研究の各メンバーが、次のようにして研究を進め、多くの成果を上げた。

齊藤日出治は、社会経済学の分野から、日本の植民地責任・侵略戦争責任に注目し、石原産業による紀州鉾山への朝鮮人の強制労働の調査に取り組み、犠牲者の氏名や遺骨の所在を探り、戦後朝鮮人の犠牲者についての調査がほとんどおこなわれてこなかった日本社会の歴史認識の陥穽を問うた。また、1939-45年に日本の占領下の海南島でおこなわれた民間人の無差別の殺害について、この殺害が日本軍の軍事作戦とどのように関連しているのかを『海南警備府戦時日誌』の解説を通して究明した。

窪誠は、国際法におけるマイノリティの人権について研究を続けてきたが、2009年度は箕面市の市民に対して外国人マイノリティについての意識調査を行い、ニューカマーが増加しつつある日本で地域住民が外国人をどのように意識しているかについて調査した。また世界人権宣言で人権の普遍性が理念として掲げられながら、国内法において、外国人の人権が軽視されている実態に着目し、外国人の人権を日常生活レベルで実質的に保障するための方策を検討した。

新矢麻紀子は、日本のニューカマー外国人に対する日本語教育がどのように行われているのかについて、川崎市と大阪市で調査を進め、オールドカマーや被差別部落の教育と重なるかたちで日本語教育が進められている実態をあきらかにした。さらに、オーストラリア、韓国、フランスの各国で移民の受け入れに際して受入国の言語の学習がどのようになされているかについて比較研究を進めた。

木村敦は社会保障論の視点から、精神障害者福祉の生活保護施設の現状を考察し、精神障害者の福祉が社会福祉サービスを提供するという視点を後退させ、精神障害者を労働力として活用し、生活保護施設を商品化しようとする動きがあることに着目する。

水嶋一憲は、文化研究の分野から、グローバル化時代の植民地主義が資本の生産過程の全領域に浸透し、ひとびとの日常生活を覆うようになっている動向を批判的に解説する。この支配の動向が、先進資本主義諸国においては言語、情報、知識、コミュニケーションの操作として、南の途上国においては巨大資本による種子や森林の囲い込みとして展開していることを洞察する。

以上のように、本共同研究は、これまで学問的知の領域から除外されがちであった、外国人マイノリティ、障害者、戦争と植民地の犠牲者に焦点を当てると同時に、これらの社会層をも包摂して進展する新植民地主義の動向を批判的に検討することによって、国際法、言語教育、文化研究、社会保障、社会経済学といった異なった学問領域からこの動向をどのように洞察しうるのかを検討する総合的な研究となっている。

なお、2009年度に開催された本プロジェクト主催の共同研究会は以下のごとくである。

2009年8月9日(日)「日本軍による海南島侵略の実態に迫る」

梅田サテライト・キャンパス

9月6日(日)「紀州鉾山に強制連行された朝鮮人労働者」

三重県津市教育文化会館

2010年2月14日(日) 海南島近現代史研究会との共同研究会

齊藤日出治 報告「海南島における「Y作戦」と住民虐殺」

2月18日(木)「格差社会における子育てと人権」

ーリプロダクティブ・セキュリティについて考える

アジアの侵略戦争責任と歴史認識の転換

齊藤 日出治(経済学部)

齊藤の研究課題は、日本によるアジアの植民地支配と侵略戦争におけるアジア民衆に対する人権侵害の実態調査と、この人権侵害に対する戦後日本社会の責任放棄を究明することにある。このテーマを具体的に紀州鉾山における朝鮮人労働者の強制労働、および海南島における日本軍の民衆虐殺の調査を通して追究することにある。

2009年度の研究成果としては、

- 1 石原産業による紀州鉾山の朝鮮人労働者の強制労働について、そこで亡くなった朝鮮人の人数、氏名などを調査し、日本社会の責任において死者を追悼する碑の建立を行った。また同じく紀州鉾山で働かされていたイギリス軍捕虜の遺骨について、地元の紀和町は「史跡 英国人墓地」を建立して、イギリス軍捕虜の犠牲者を追悼をしているが、この墓地にはイギリス軍の遺骨が埋められておらず、横浜の英連邦墓地にずっと以前に移送されていたことが判明し、その調査もおこなった。
- 2 海南島の民衆虐殺については、8月と2月の研究会で、日本軍による島の住民虐殺が偶発的な事件ではなく、「Y 作戦」という軍事作戦のなかに位置づけられたものであったことを明らかにした。日本軍は十分な準備もないままに、アジアの南方進出を決め、海南島の現地で、資源・家畜・食糧を略奪し、労働力を動員することによって戦争を持続しようと図った。そのために、治安維持会の組織化、鉾物資源の調査と採掘、日本語教育の推進、農業開発など、きわめて綿密な統治政策を実施した。島の資源や農産物を略奪して「自給自足圏」を築こうとする作戦を通して、住民の無差別殺戮と性暴力と略奪が断行された。
- 3 2009年度は、日本の戦争責任と植民地責任を追究することがグローバル化時代の今日にどのような意義を有するかについて、総括的に論じた著書を刊行した。『グローバル化を超える市民社会』では、紀州鉾山と海南島におけるアジアの民衆の強制労働・虐待を調査し、その証言や証拠物件を映像化して観衆に提示する社会運動が、アジアに対する加害責任を忘却し、あるいは組織的に隠蔽してきた戦後の日本社会のグロテスクな社会意識をえぐりだし、その異様さを浮き彫りにすることによって、戦後日本の歴史認識の巨大な転換のベクトルを指し示すという歴史的意義を有することを明示した。とくに第三章「グローバル化時代のメディア文化論」がこの点を総括的に論じている。

2009年度の研究成果

1 研究会発表

斉藤日出治「「Y 作戦」と住民虐殺」 海南島近現代史研究会報告、2010年2月14日

「東アジア共同体のポスト近代的地平」シンポジウム「社会・文化視点からの東アジア
共同体—ソーシャル・アジアをデザインする—」2010年3月5日

2 資料紹介

斉藤日出治『『台湾日日新報』における海南島記事』『海南島近現代史研究会』会誌第2号、
所収(刊行予定)

3 著書

斉藤日出治『グローバル化を超える市民社会』(単著)1-247頁、新泉社、2010年3月刊
(本プロジェクト共同研究の関連テーマとしては、「第3章 グローバル化時代のメディア文化論
—歴史認識をめぐるヘゲモニー闘争」が所収。)

マイノリティの権利と国際法

窪 誠(経済学部)

研究成果として、以下の著述をおこなった。平成 21 年 4 月には、「マイノリティの教育権」と題して、法学雑誌「ジュリスト No.1376 臨時増刊 平成 20 年度重要判例解説 pp.326-327」において、大阪地裁平成 20 年 1 月 23 日判決の解説の評釈を行った。平成 21 年 5 月には、「特集憲法学に問う、国際法学からの問題提起、誰のための何のための憲法学なのか」と題して、法律時報 2009 年 81 巻 5 号 pp.83-87 において、国際法学からの憲法学への問題提起を行った。平成 22 年 3 月には、箕面市人権文化部人権国際課『男女協働参画課『箕面市民の人権に関するアンケート調査報告書』において、「箕面市人権意識調査」結果からわかること」と題して、「箕面市人権意識調査」結果の検討を行った。

さらに、21 年 7 月 2 日には、大東市立総合文化センター、大東市人権教育啓発推進協議会主催「ヒューネット大東市民講座」において、『身近なところから人権を考える』と題する講演を行った。平成 21 年 10 月 7 日には、大東市立市民会館、大東市人権問題職場研修指導員・推進員研修において、『身近なところから人権を考える』と題して講演を行った。平成 21 年 10 月 21 日には、大阪女学院大学・短期大学 2009 年度人権教育講座チャペルにおいて、『why 人権?』と題する講演を行った。平成 22 年 3 月 21 日には、大阪産業大学アジア共同体研究センター国際シンポジウム「社会・文化視点からの東アジア共同体ーソーシャル・アジアをデザインするー」において、『人権と法の東アジア共同体』と題する報告を行った。

グローバル・コモンの共創のための探究

水嶋 一憲(経済学部)

本研究はこれまで、西川長夫『<新>植民地主義論——グローバル化時代の植民地主義を問う』(二〇〇六年)において呈示された<新>植民地主義の概念を、ネグリ&ハート『<帝国>』(二〇〇〇年)の植民地主義分析に寄せられた批判との関連で吟味しつつ、グローバルな現在における植民地主義のポストモダンの再編の解明に取り組んできた。

ネグリ&ハートは『<帝国>』で、現在形成されつつあるグローバル秩序を諸種の領域を横断し、つつくきりと浮かび上がらせ、そのネットワーク状の権力構造を<帝国>と名づけた。また、ここでは、植民地主義の<帝国>的再編が問題になっていた、と指摘することができる。ネグリ&ハートが明示した<帝国>への移行は、新植民地主義(その管理運営の論理は、フォーディズム——工業製品等の物質的な財の生産に主軸を置く調整様式——にもとづく)から<新>植民地主義(その管理運営の論理は、ポストフォーディズム——知識・情報・サービス・コミュニケーション等の非物質的な財の生産に主軸を置く調整様式——にもとづく)への移行と重なり合うものであり、ゆえに<新>植民地主義は、かつての新植民地主義のポストフォーディズム的再編としても捉えうるのである。同じく、<新>植民地主義においては——グローバルな南の「伝統的知識」や「遺伝資源」等をめぐる「種子戦争」において顕著なように——、ポスト領土的植民地(「植民地なき植民地主義」)の開発・搾取、いいかえれば、ポスト領土的共有地のインテンシブな囲い込みが押し進められることになる。

そのような新たなエンクロージャーは、その深度と強度を増しつつ、私たちの<生>の全体にまで及んでいる。わけても、21世紀最初のディケイドを締めくくるかのように発生したグローバルな金融危機が示すように、<金融>と金融化のメカニズムは、世界の住民全体の「剥き出しの生」に容赦なく襲いかかり、人びとの生の隅々にまで浸透している、と言えるだろう。金融化とは、新たな価値生産過程に釣り合った資本の蓄積形態にほかならない。別の言い方をすれば、<金融>は、コミュニケーションや社会的相互作用をその本質的要素とする生政治的経済のなかで資本主義的なコントロールを効かせるためのオプションとしては、<戦争>よりも高い実効性を有するものとして——とくにグローバルな貴族層にとって——機能しているのである。よって、資本主義の新たな蓄積形態のなかで<金融>と<生>のつながりを分析することは急務である、と指摘しておくねばならない。

このような視点から報告者は、クリスティアン・マラッツィの著書『資本と言語』を翻訳・監修し、詳細な解説「追伸——<金融>と<生>について」を付して出版した(クリスティアン・マラッツィ『資本と言語』、柱本訳・水嶋監修・解説、人文書院、2010年6月)。これは、金融経済とポストフォーディズムの労働、現代世界において支配的となった価値生産の新たな形態を言語行為論から析出する、革新的な社会経済理論の書である。

今後も本研究は、グローバル資本主義の諸相をさらに多角的な視点から解析することを通じて、グローバル・コモンの共創のための探究を押し進めてゆく予定である。

社会福祉と人権概念の転回

木村 敦(経済学部)

社会福祉制度・政策にみられる福祉概念・人権概念のうち、2009 年度後期から 2010 年度前期にかけても、引き続き、障害者福祉制度・政策、とりわけ精神障害者に対する社会福祉施策にみられるそれらに着目して研究を進めた。今期においては、とくに、「最低生活」を余儀なくされている精神障害者の生活上の課題を明らかにさせるべく、生活保護制度と精神障害者問題の関連付けを強く意識しながらの研究となった。近年の、障害者福祉とりわけ精神障害者福祉における概念の転回が、それまでの社会福祉サービスの提供を基本原則とするという考えから障害当事者を陶冶し労働力として活用していこう、つまり障害当事者を「商品化」しようという考え方へという、まさにドラスティックな転回であることは、前年度にも報告した通りである。その「商品化」の主戦場がまさに保護施設を含む生活保護制度であることが明確になろうとしているのである。つまり、労働市場からふるい落とされた人びとに対して最後の最小限の最低生活保障たる生活保護制度が実施される「保護施設という場」までをも、社会福祉政策を含む広義の社会政策は商品化のターゲットにしようとしているのである。この点をより明確に証明すべく、今期の研究を計画・実行した。

具体的には、学内シンポジウム「生活保護と『就労支援』—『最低生活保障』のあり方を考える—」を、2010 年 1 月 27 日に開催した。当該シンポジウムには、ゲストスピーカーとして、豊田志保氏(種智院大学人文学部)と笠原正之氏(社会福祉法人みおつくし福祉会)を迎えた。豊田氏からは、精神疾患・精神障害を抱えながら生活保護施設(とくに救護施設)で暮らす人々からの労働・生活に関する意識と実態に関する聞き取り調査を踏まえた、「生活保護施設入所者の就労に関する意識～聞き取り調査から～」という報告を、笠原氏からは、精神障害者をその入所者のうちに多く含む生活保護施設の中で様々な困難に直面しながら「就労支援」に取り組む職員としての立場から、「生活保護施設における『就労支援』の新たな取り組み」という報告をいただいた。当分担研究員は、「社会保障制度における生活保護の位置と役割」という報告を行い、豊田氏・笠原氏の具体的な研究・報告の基礎となる理論を提示した。

当分担研究員の研究成果たる上記基礎理論は、論文「社会福祉はなぜ社会政策を『補充・代替』するのか—孝橋正一の所論を手がかりに—」として、『大阪産業大学経済論集』第 11 巻第 3 号に発表した。引き続き 2010 年度後期においては、まず、日本社会福祉学会大会(2010 年 10 月 10 日)の「特定課題セッション」において、「社会政策と社会福祉の境界線」という論題で報告予定(2010 年 9 月 16 日現在)である。また、社会福祉・生活保護制度が社会的な生活問題対策体系たる社会保障制度全体において本来存在すべき位置と本来果たすべき役割に関する基礎理論をもとに、生活保護給付対象者のうち、とくに精神障害を有しながら、居宅保護もままならず、「この国における人間の『生』の最終地点」たる救護施設・更生施設等の保護施設で暮らす人々を働かせる、つまり労働力商品化するという問題点を明らかにすることとしたい。その内容は、「精神障害者は商品化されねばならないか—最低生活保障を放棄した社会福祉と『就労支援』—」(仮題)として、『大阪産業大学経済論集』第 12 巻第 2 号に発表する予定である。

マイノリティ間のコンフリクトと新たな関係性構築の可能性

新矢 麻紀子(教養部)

日本における被差別部落出身者、障害者、在日コリアン等のマイノリティに対する識字・日本語教育は、1980年代より、グローバリゼーションによるニューカマー外国人の参入によって新たな局面を迎えている。幼稚園や小・中・高等学校という学校教育現場では、ニューカマー外国人生徒への言語能力および学力をいかに保障するか、彼らと日本人生徒との関係性をいかに構築するかが手探りで実践されている。また、日本各地の日本語教室では、旧来の識字学習者の学習を保障しつつ、ニューカマー学習者の異なる学習ニーズにいかに対応するか、学習支援者であるボランティア間の意識や方針の相違による衝突や葛藤をいかに克服するかに多大な労力と時間が割かれている。

報告者は、2009年度は日本国内外において、言語政策と人権の関連性について調査を実施した。日本国内では、人権を中心概念に掲げ、マイノリティへの教育保障の長い伝統を有する川崎市と大阪市で調査を行った。川崎市では、生涯学習課を訪れ、識字教育担当者に聞き取りを行い、教育文化会館で開催している識字教室を見学した。大阪市では、教育委員会の渡日児童・生徒教育担当者、識字・日本語教室担当者、市民局の外国籍住民施策担当者に聞き取りを行った。両市とも、これまでの在日コリアンや被差別部落出身者、労働者等のマイノリティへの教育支援を基盤として、ニューカマーへの教育支援が培われていることがわかった。これらの調査報告は、共同調査者とともに執筆中である。

また海外では、オーストラリア、韓国、フランスで、移民および外国人に対する受入国言語の教育に関する施策と教育実践、および、移民や外国人に対するその他の教育支援、生活支援の状況に関する調査を行った。オーストラリアは長い移民受入れの歴史があり、受入国言語である英語教育が、大学や行政管轄の専門学校等、様々な機関で多様な教育方法を用いて重層的に実施されていた。また、韓国は、2007年に「在韓外国人処遇基本法」、2008年に「多文化家族支援法」が制定され、急激に外国人受入れ体制が整えられてきており、外国人に対する韓国語教育体制も、それに伴って整備されてきている。ただし、韓国人の夫の外国人の妻へのDVや、学校での多文化家族の子どもへの差別など、ホスト側への多文化教育の必要性も示唆された。フランスは、移民受入れの歴史は長いものの、2008年の「受入れ統合契約」によって、受入国言語であるフランス語の習得が法的に義務付けられ、ようやくフランス語教育が公的に実施されるようになった。フランスでの移民は社会的低階層の者が多く、彼らは学習経験が少ないため、言語学習にも困難が多く、彼らへの教育方法の工夫が求められるということであった。韓国調査に関する報告は『大阪産業大学論集 人文・社会科学編9』に執筆し、さらに続編を継続執筆中である。また、その他の調査報告は現在、共同調査者とともに発表準備中である。